

## 山口市専門相談事業運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、山口市専門相談事業の円滑な実施を図るため、専門相談サポートチーム（以下「サポートチーム」）の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 サポートチームは、医師、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、認知症ケア専門士等で構成されるものとし、適宜必要なメンバーで第3条に定める業務を行うものとする。

### (業務内容)

第3条 サポートチームは、以下の業務を行うものとする。

- (1) 地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対する専門相談の実施
  - ア 地域包括支援センター職員に対する助言
  - イ 介護支援専門員等に対する助言

### (助言・相談等の受け付け)

第4条 サポートチームによる専門相談会や個別相談の申込みは、基幹型地域包括支援センターが受け付け、専門的助言や相談支援のために必要な情報について、あらかじめ、聞き取り等により確認する。

### (助言等の方法)

第5条 サポートチームによる助言等は、次の方法により行う。

- (1) 専門相談会における地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対する助言  
山口市が開催する専門相談会において、地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対して、助言等を行う。相談会参加者の調整は、基幹型地域包括支援センターが行う。
- (2) 地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対する個別相談  
サポートチーム員による専門的助言を希望する地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対して、サポートチーム員が面談等により助言等を行う。サポートチーム員との連絡・調整は、基幹型地域包括支援センターが行う。

### (助言等の記録)

第6条 サポートチームによる助言等に関する記録は、次により整理する。

- (1) 地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対する専門相談会及び個別相談等による助言の記録
  - ア 基幹型地域包括支援センターは、調整等を行った地域包括支援センター職員、介護支援専門員等に対する助言等を記録することとする。

イ 基幹型地域包括支援センターは、専門相談会終了後のケースカンファレンスの概要を記録することとする。

(3) 助言等の記録を行うために必要な様式は、別に定めることとする

(報償等)

第7条山口市は、助言等を行ったサポートチームのメンバーに対して、別記1「サポートチーム報償単価表」により算定した額を支払うものとする。

## 別記1

サポートチーム報償単価表

| 職 種              | 専門相談会            | 個別相談             |
|------------------|------------------|------------------|
| 医 師              | 1回あたり<br>18,780円 | 1時間あたり<br>5,000円 |
| 弁護士              | 1回あたり<br>18,780円 | 1時間あたり<br>5,000円 |
| 臨床心理士            | 1回あたり<br>18,780円 | 1時間あたり<br>5,000円 |
| 精神保健福祉士<br>社会福祉士 | 1回あたり<br>7,590円  | 1時間あたり<br>5,000円 |
| 認知症ケア専門士         | 1回あたり<br>7,590円  | 1時間あたり<br>5,000円 |